

地頭方地区街づくり協議会 ニュース

7号

この度、私たちの**オモイ**を形にした協議会の地区計画案が、令和3年3月に正式に**市の計画**に位置付けられました。今後は、建物等を新築・増築・改築する際は、この地区計画のルールを守る必要があります。

地頭方地区の新たな**ミライをツクル**ために、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

都市計画
決定内容

“地頭方地区地区計画”の策定

地区計画の役割

その1

土地を新たに分割して建物を作る場合、土地の大きさは一定規模以上を確保する

外構は高さ・構造の制限あり

建物は道路境界から50cm以上離す

建物の外観は落ち着いた色合いにする

すみ分けされた住工共存環境を実現するため、新築や増築する際に、一定の制限をかけます。

地区計画の役割

その2



目標・方針に「東西道路及び南北道路の道路環境改善」などを掲げており、実現に向けての旗印となります。

準防火地域の指定

地区計画に併せて、地区内の防災性を向上させるため、準防火地域に指定しました。今後新築や増築などする場合は、火災に強い構造にする必要があります。

今後について

市街化区域では…

市街化区域においては、地区計画で位置付けた道路などの居住環境改善の実現に向けて、話し合いを進めていきます。

市街化調整区域では…

市街化調整区域においては、**持続可能な農地活用**が図れるように、別組織で「人・農地プラン」の作成等を引き続き検討します。

今後、街づくり協議会は、**オモイ**の実現に向け引き続き活動して参りますので、よろしくお願ひします。